

第2回復興構想会議資料

福島県

平成23年4月23日

1 福島県の概要 (1) 人口・面積

福島県の地勢

- 人口：2,028,752人（H22年国勢調査速報値）
- 面積：13,783km²（全国3位）



1 福島県の概要 (2)歴史・文化

福島県の歴史

○ 戦前（明治～昭和前期）

- ・福島県の成立
- ・安積疏水の完成
- ・鉄道の開通（東北本線、常磐線 等）
- ・石炭産業の発展（常磐炭田）
- ・養蚕業、紡績業の発展
- ・水力発電所の整備（猪苗代 等）
- ・日本銀行福島出張所の開設

○ 戦後（昭和後期～現在）

- ・石炭産業の衰退 → 観光業への転換
- ・養蚕業の衰退 → 果樹園への転換
- ・水力発電所の整備（奥只見、田子倉 等）
- ・新産業都市の指定（常磐・郡山地区）
- ・火力発電所の整備（新地、原町、広野、勿来）
- ・原子力発電所の整備（福島第一、福島第二）
- ・港湾の整備（小名浜、相馬）
- ・高速道路の開通（東北、常磐、磐越）
- ・東北新幹線の開通
- ・福島空港の開港

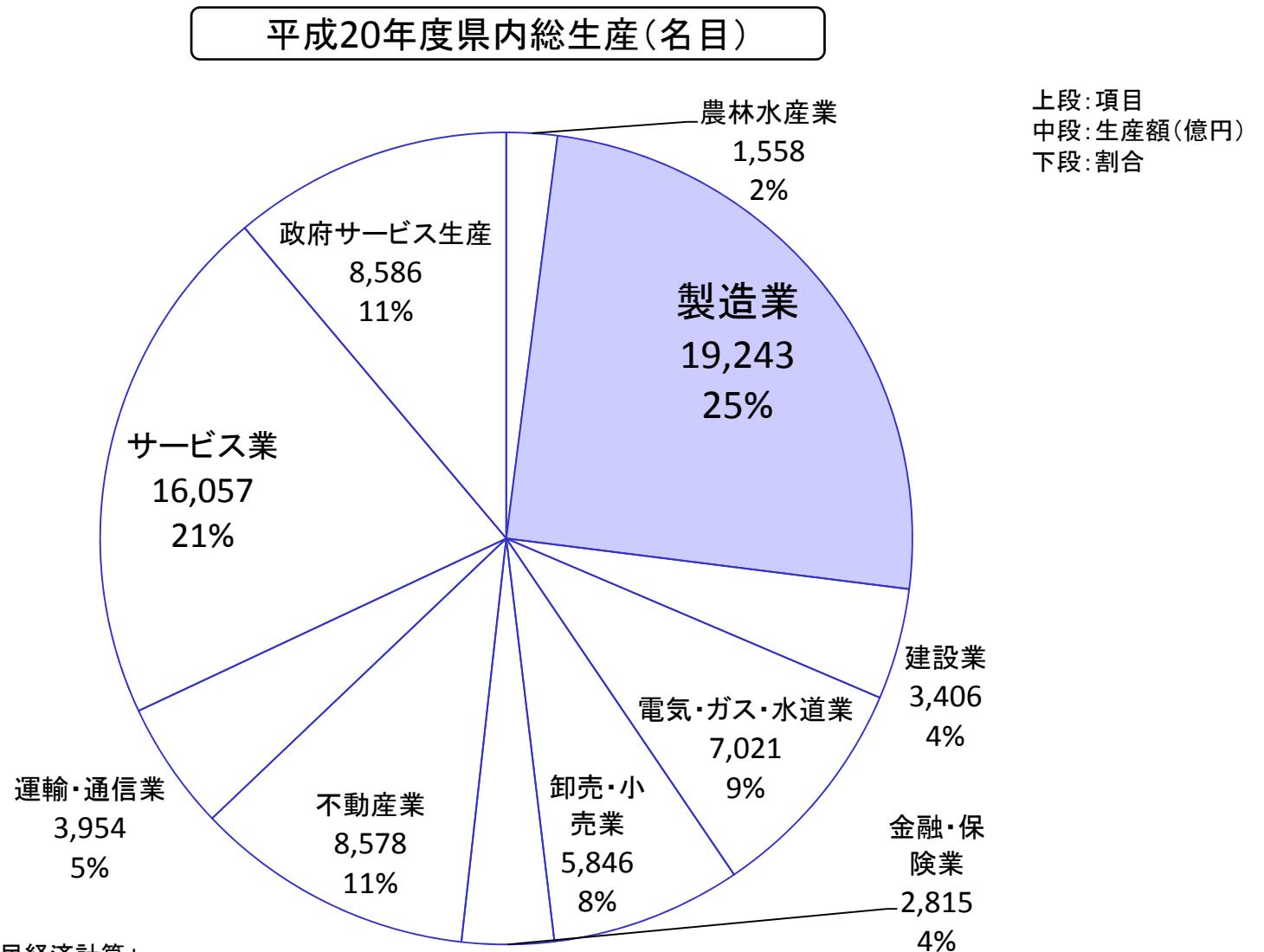
1 福島県の概要 (2)歴史・文化

福島県の主な文化資源



1 福島県の概要 (3) 経済

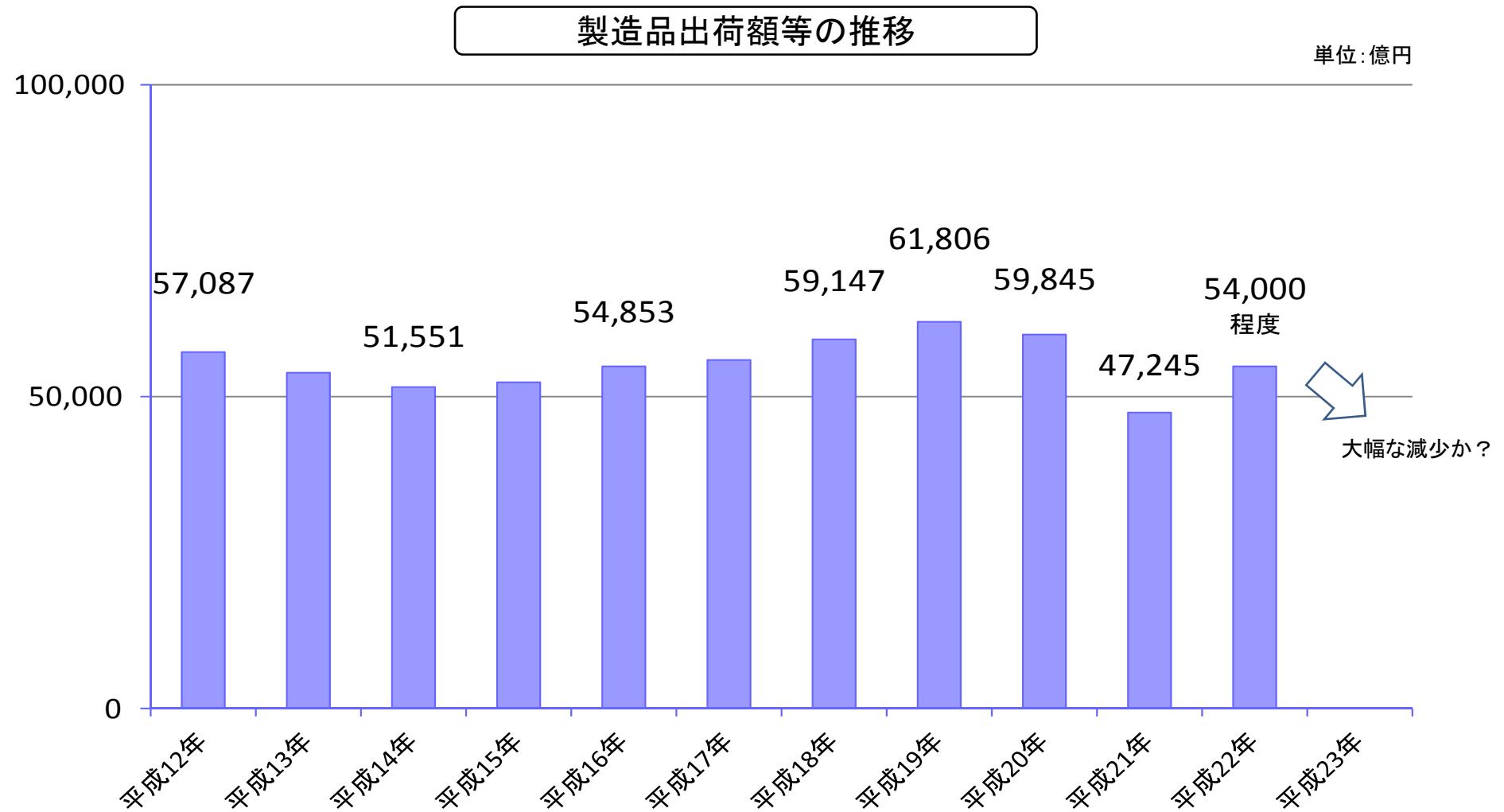
- 平成20年度の福島県の県内総生産(名目)は7兆6,669億円(実質:9兆219億円)となっている。
- 内訳では、製造業の占める割合が大きい。



【出典】福島県企画調整部「福島県県民経済計算」

1 福島県の概要 (3) 経済

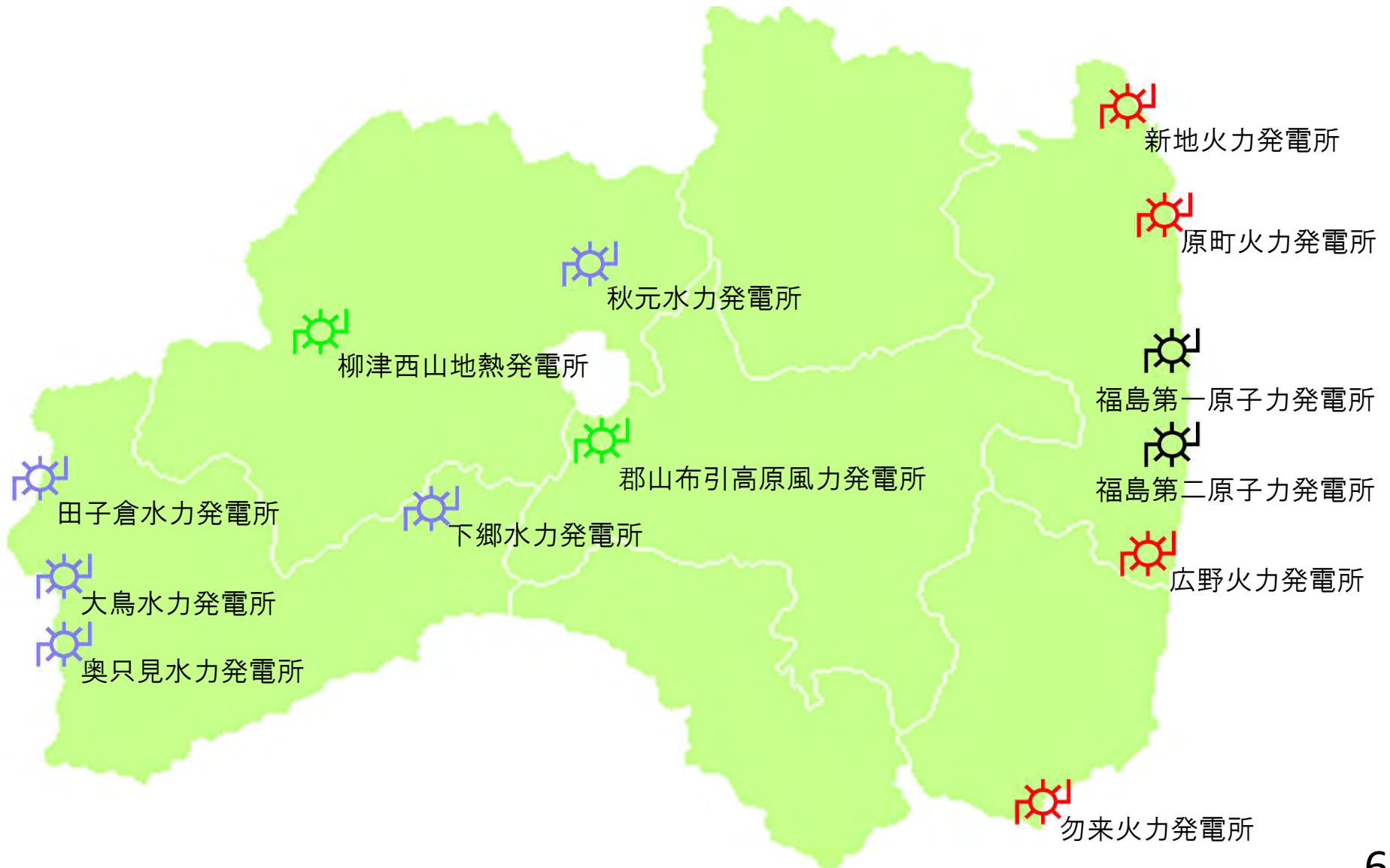
- 福島県の製造品出荷額等は、平成21～22年にかけて増加傾向となっていた。
- 平成23年は、東日本大震災と原発事故の影響により、大幅な減少が予想される。



【出典】福島県企画調整部「福島県工業統計調査結果」、平成22年の数値は福島県商工労働部にて独自推計

1 福島県の概要 (3) 経済

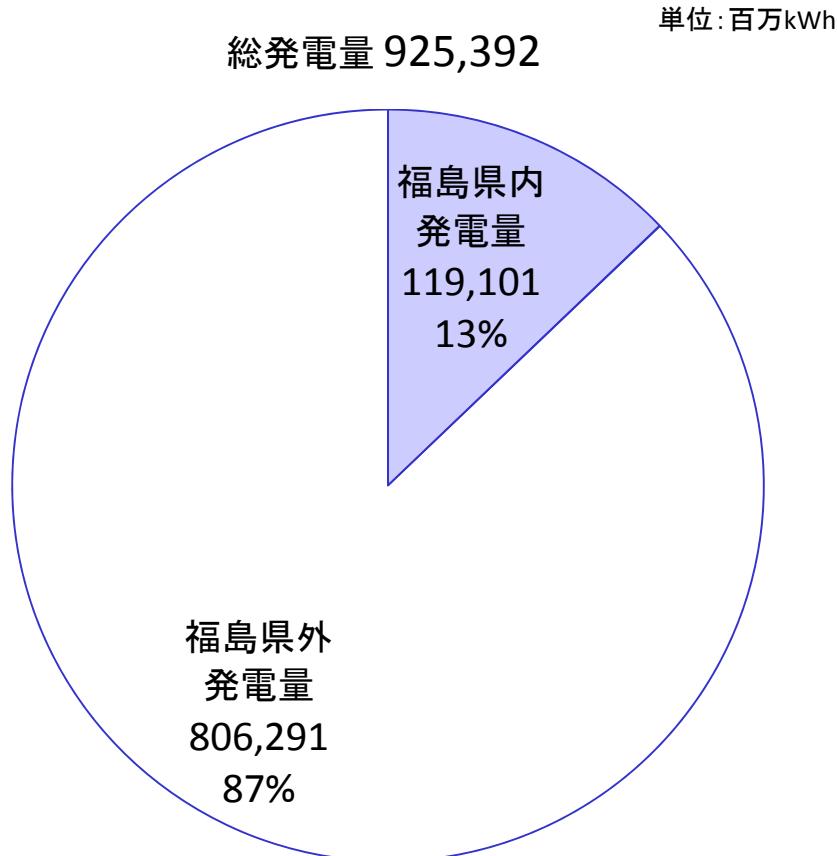
福島県内の主な発電所



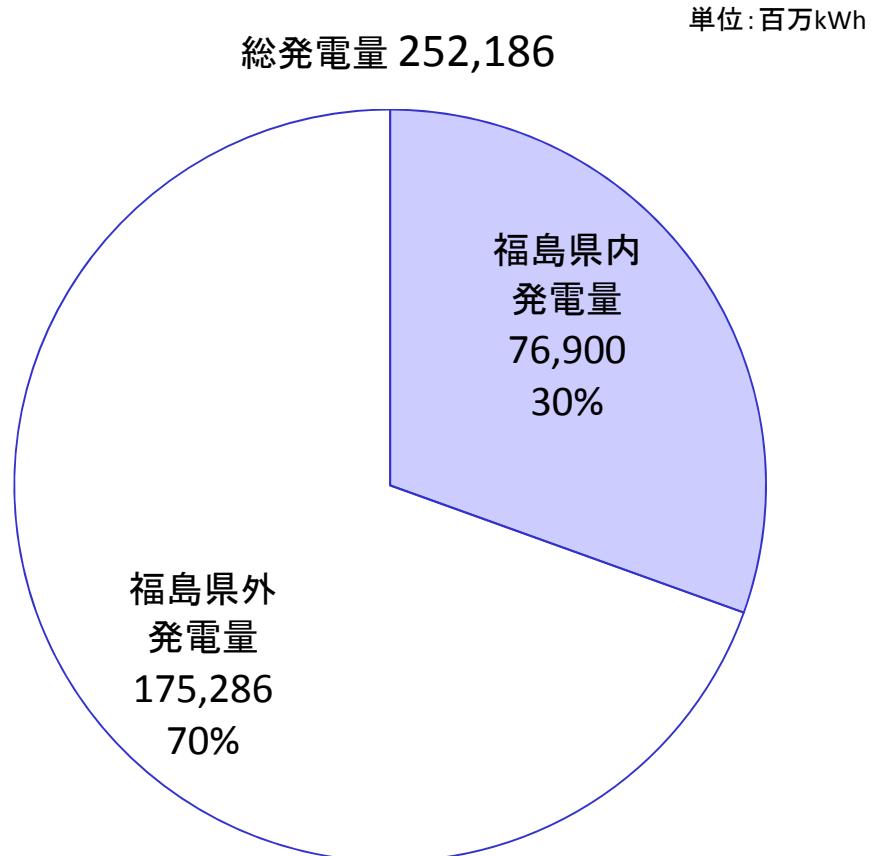
1 福島県の概要 (3) 経済

- 福島県は、東京電力(株)管内の約3割の発電を行っている。

全国における発電量(H21)



東京電力(株)における発電量(H21)



2 被害状況 (1)地震・津波

① 人的被害

	人数	内訳
死者	1,359人	南相馬市487人、相馬市393人、いわき市296人 新地町91人 ほか
行方不明者	1,959人 (福島県警察調べ)	
重傷者	130人	相馬市71人、南相馬市48人 ほか
軽傷者	94人	福島市14人 ほか

② 住家被害

- 全壊 1,961 棟
- 半壊 3,921 棟
- 一部破損 31,732 棟

③ 分野別の被害(ハード面の直接被害で調査済みの数値)

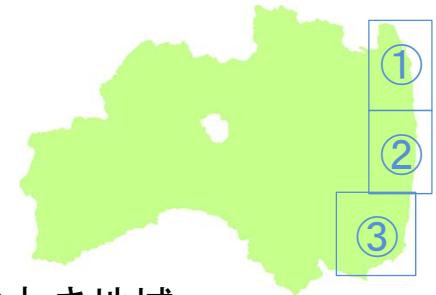
- 農林水産関係の被害額 約2,423億円
- 公共施設等の被害額 約3,130億円

※ 集出荷施設やパイプハウス等の建物被害及び
水産関係は含まない。

※ 南相馬市の一部及び双葉郡内各町村
の市町村所管分は含まない。

2 被害状況 (1)地震・津波

福島県内の浸水の区域



①相馬地域



②双葉地域

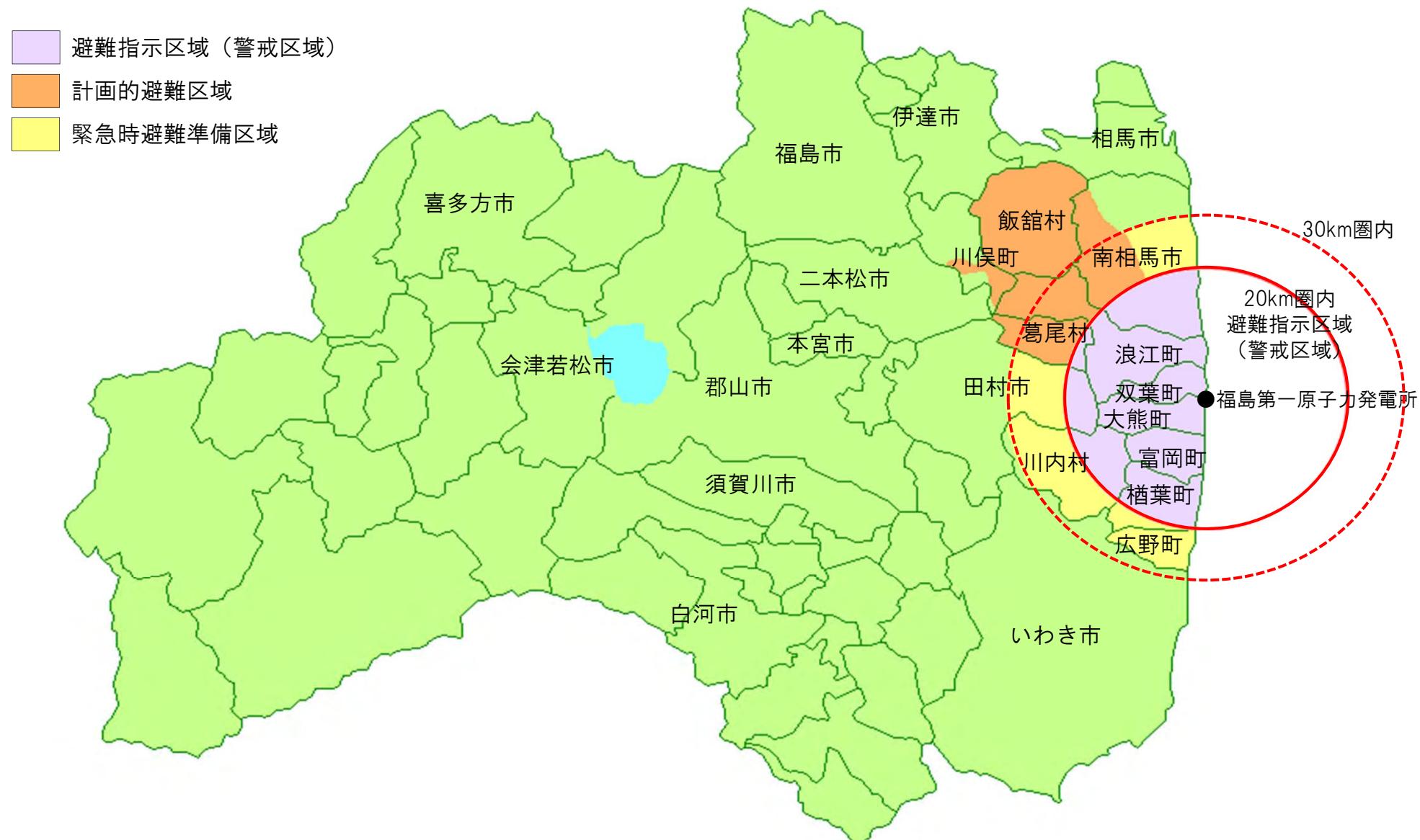


③いわき地域



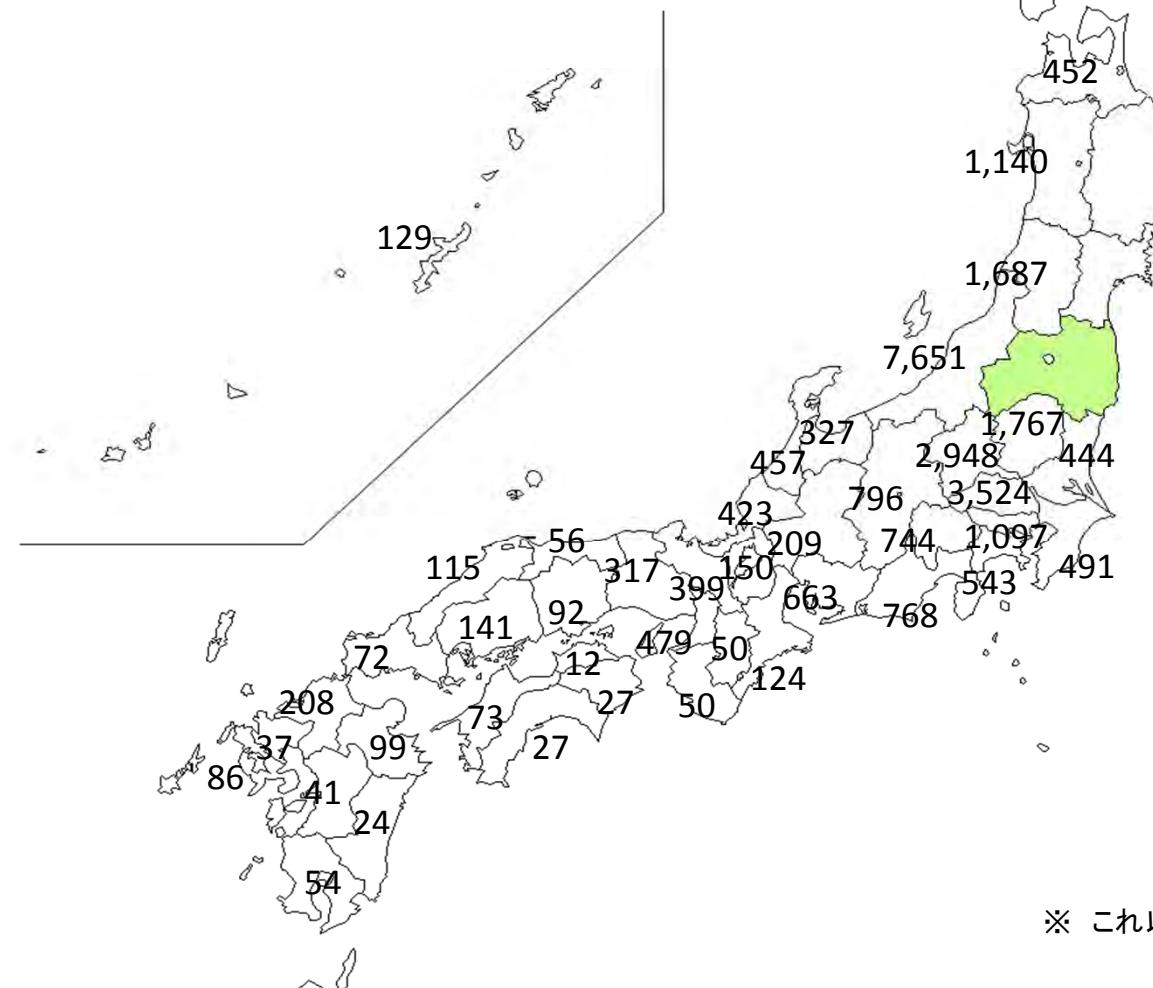
【出典】福島県土木部調査

2 被害状況 (2)原発事故



2 被害状況 (2)原発事故

福島県から県外への避難状況※



2 被害状況 (2)原発事故

双葉郡8町村の役場避難状況



2 被害状況 (3) 現場の状況

浪江町請戸港付近(原発半径10km圏内)における捜索【4/14】



2 被害状況 (3) 現場の状況

南相馬市(原発半径20~30km圏内)の状況【4/17】

日中人通りのない中心街



※ この地域については、4月22日付で屋内退避区域の指定が解除され、緊急時避難準備区域に指定されている。

2 被害状況 (4) 風評被害

○ 支援拒否

- ・震災当初、トラックが福島県への輸送を拒否したため、支援物資が届かなかった。
- ・震災当初、看護師・保健師の派遣先として、福島県が敬遠された。

○ 入荷拒否

- ・農産物では、取引先から受け取りを拒否された。
- ・工業製品では、取引先から残留放射線の測定を要求された。

○ 観光

- ・宿泊のキャンセルが相次いだ。

○ 人権侵害

- ・避難児童・生徒に対するいじめの報告があった。

3 県としての対応状況 (1) 避難者支援

○ 一次避難の誘導・避難所支援

- ・迅速な避難のための誘導・支援を実施。
 - ※ i 約8万人が突然避難指示を受け、大混乱
 - ii 避難先と移動手段の確保に苦労
 - iii 要援護者の避難は、自衛隊の協力を得て実施
- ・避難所業務支援のため県職員派遣（4月22日現在延べ 2,782人を派遣）

○ 二次避難所への移転

- ・一次避難所から旅館・ホテル等への二次避難。
4月20日現在 25,936人のうち13,630人が移転。

○ 県外避難者への支援体制

- ・本県からの避難者が多い9都県に県職員を派遣し、県外避難者の支援に努めている。

○ 生活資金

- ・生活福祉資金の特例による貸付や義援金の配分。
避難者が全国に分散していることから、苦労しながら事務を進めている。

3 県としての対応状況 (2)市町村支援

○ 課題

- ・ 県内外に分散して避難している住民への行政サービス提供の確保
- ・ 地域コミュニティの維持

○ 市町村総合支援チームの設置

- ・ 県災害対策本部に専属のチームを設置
⇒ 役場機能の回復と住民生活の再建を支援

○ 原発周辺市町村への支援

- ・ 双葉郡内の町村など13市町村に県職員を派遣
⇒ 行政サービスの機能維持を支援
- ・ コールセンター「福島県双葉郡支援センター」の設置
⇒ 分散している避難者への行政サービス提供支援

3 県としての対応状況 (3)仮設住宅

○ 仮設住宅の供給 目標:35,000戸

① 7月末までに 20,000戸

(応急仮設住宅14,000戸、民間住宅借上げ5,000戸、公営住宅空家1,000戸)

② 8月以降速やかに 15,000戸

(応急仮設住宅10,000戸、民間住宅借上げ5,000戸)

○ 本県における仮設住宅供給上の課題

- ・ 双葉郡8町村では、建設場所の選定に苦慮

3 県としての対応状況 (4) 放射線に関する不安への対応

○ 県内各地での放射線量の測定・公表

- 教育施設や農地での調査のほか、飲料水、食品等について実施

小中学校等 約1,600カ所

飲料水 52市町村で水源別に調査

農地の土壤調査 約120カ所

農林水産物 県内各地で複数回(野菜・原乳・肉・きのこ・水産物)

4kmメッシュの2,757カ所で空間線量を調査

○ 工業製品の風評被害対策

- 県ハイテクプラザで残留放射線量の測定体制を強化

○ 学校活動への対応

- 県内13の小中学校等で、国の基準により屋外活動が制限されることとなったため、教育活動上の留意点を説明。

3 県としての対応状況 (4) 放射線に関する不安への対応

○ 相談窓口の設置

- ・ 放射線に関する問い合わせ窓口(24時間体制)
4月20日現在、約10,000件の問い合わせに対応している。
- ・ 農林水産業に関する相談窓口(24時間体制)
4月20日現在、約4,000件の問い合わせに対応している。

○ 専門家を活用した放射線に関する理解の促進

- ・ 「放射線健康リスク管理アドバイザー」3名を委嘱
- ・ 住民向け講演会を15会場、医療関係者向け講演会を2会場で実施
- ・ 幼稚園・保育所・小中学校の職員や保護者向け講演会8回実施

3 県としての対応状況 (4) 放射線に関する不安への対応

○ スクリーニング

- 4/20現在、163,842人のスクリーニングを実施。



4 原発事故に伴う避難指示区域等の復興に向けて必要な対応

(1)事態の収束

- ・ 国が、一刻も早く事態を収束することが復興に向けた大前提。
- ・ 東京電力の収束に向けた工程表の確実かつ速やかな実現が必要。
- ・ 避難者全員のふるさとへの帰還。

(2)国の組織の一元化

- ・ 原子力災害の応急対策、復旧対策及び復興対策は多岐にわたる。
- ・ 国が、これらを一元的に所管する組織を設置することが必要。

4 原発事故に伴う避難指示区域等の復興に向けて必要な対応

(3) 損害に対する十分な賠償

- ・ 原子力災害による損害は県内全域かつ長期にわたるとともに、あらゆる分野に及ぶ。
- ・ 原子力発電は国策であり、損害への十分な賠償を、国の責任で実施する必要あり。

(4) 特別法の制定

- ・ 今回の原子力災害は現行法では想定できない甚大な被害を引き起こした。
- ・ 新たな特別法の制定が必要。

5 復興に向けて

- 4月11日に、福島県の復興ビジョン・復興計画の策定に着手。
- 原子力災害に絞った協議の場の設置。
- 県内外に避難している福島県民が全員、一日も早くふるさとに帰れるよう、また、これまで以上に明るく元気な福島県の実現に向け、全力で取り組む。